

平成 31 年 2 月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『実務に活かす就業規則運用の勘どころ』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

P.230 の図表を、以下のとおり差し替えます。

(誤)

60 歳に到達する期間	該当年齢
平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日	64 歳

(正)

<老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢>

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日	64 歳

以上